が完了するので、 なくなります。 整によって一年間の所得税の納税 (給与所得者の確定申告) 給与所得者でも、 確定申告は必要 次のような人

ばなりません。

も、それを含めて計算しなけれ の合計額が20万円以下であって 所得や退職所得以外の所得金額

給与所得者と税

764 7703

②給与所得や退

得以外の所

金額

(収入金額から必要経費を 職所

控除した後の金額)

の合計額が

①給与の年収が、

2千万円を超え

る人

は確定申告をしなければなりませ

12月に年末調整で精算されます。 給与やボーナスから源泉徴収され、 給与所得者の所得税 は、 毎 月の

③2カ所以上から給与を受け取っ との合計額が20万円を超える人 与の収入金額と各種の所得金額 ていて年末調整されなかった給 20万円を超える人 (給与所得と退職所得を除く)

所得税が還付される場合)

す。 所得税が還付されることがありま をすることにより源泉徴収された 確定申告をする義務のない人で 次のような場合は、確定申告

④年の中途で退職し、 ②多額の医療費を支払った場合 ③災害や盗難にあった場合 ①マイホームを住宅ローンなどで 取得した場合 再就職して

②生命保険料控除や配偶者特別控

除などは年末に一度に控除する

ある。

とは一致しません。

その人が1年間に納めるべき税額

次のような理由により、必ずしも 泉徴収された所得税の合計額は、

1年間に給与やボー

ナスから源

①結婚や出産などにより年の

中途

で扶養親族の数が変わる場合が

③還付申告をする場合には、 ②控除の種類に応じて領収書や証 明書などが必要になります。 りません。

末調整といいます。

大部分の給与所得者は、

年末調

額の精算が行われます。これを年

の支払を受けるときに、

過不足の

このため、その年の最後の給与

①勤務先から交付された源泉徴収

票(原本)を添付しなければな

(申告にあたっての注意点)

いない場合

ことになっている。

住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702

受給権者の氏名変更の届出が 原則不要となりました

平成30年3月5日から、日本年金機構が住民基本台 帳ネットワークの情報をもとに年金受給権者の人の氏 名変更を行うことにより、年金受給権者の氏名変更届 の届出が原則不要となりました。

年金受給権者が氏名を変更した時は、日本年金機構 から、変更後の氏名の年金証書への交換や年金振込先 金融機関の口座名義の変更手続きをご案内する「氏名 変更のお知らせ」が送付されますので、必要な手続き を行ってください。

なお、日本年金機構でマイナンバーが未収録となっ ている人や、海外居住などでマイナンバーが指定され ていない人は、引き続き氏名変更届の届出が必要です。 日本年金機構のマイナンバー収録状況は、 ネット」から確認することができます。

詳しくは前橋年金事務所(☎027−231−17 06) へお問い合わせください。

第3号被保険者は配偶者の転 **敞などによっても届け出が必要です**

国民年金の「第3号被保険者」 (厚生年金や共済年 金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60 歳未満の人) は、本人が就職したときだけでなく配偶 者が転職・退職したときなどにも届け出が必要になり ます。

- ○配偶者が退職したとき→本人が役場に届け出
- ○配偶者が転職したとき(退職した翌日に再就職した とき) →転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届 け出
- ○配偶者が死亡したとき→本人が役場へ届け出
- ○本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でな くなったとき→本人が役場に届け出
- ○配偶者が65歳になったとき→本人が役場へ届け出 詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせくださ 11

前橋年金事務所 国民年金課

☎027-231-1706